

Smart Ready IoT ソリューションセット契約約款

第 1 章 総則

第 1 条(約款等の適用)

- 1.コネクシオ株式会社（以下「当社」といいます）は、この契約約款（以下「本約款」といいます）に基づき、Smart Ready IoT ソリューションセット（以下「SRI ソリューションセット」といいます）を契約者に提供します。
- 2.契約者が SRI ソリューションセットの提供を受けるにあたっては、本約款の他、提供を受ける個別サービスの種類に応じて、当社の定める個別サービス条件のほか、各サービス提供事業者、電気通信事業者等（以下総称して「サービス提供事業者等」といいます）の定める契約約款、利用規約、利用条件等（以下「サービス提供事業者等条件」といいます）により構成される個別の契約約款等（以下総称して「個別契約約款等」といいます）が適用され、契約者は当該契約約款等に同意の上、提供を受けるものとします。本約款と個別契約約款等の定めが相違がある場合は、本約款が、法令及び個別契約約款等に違反せず、かつ当社の権利義務において優越する場合には、本約款が優先するものとします。
3. 前各項に定めるものの他にサービス仕様書並びにその他個別サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知は、名目の如何にかかわらず、本約款の一部を構成し、SRI ソリューションセットに適用されます。

第 2 条(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)契約者

本約款に基づく SRI ソリューションセット契約を当社と締結し、SRI ソリューションセットの提供を受ける者

(2)SRI ソリューションセット契約

本約款に基づき当社と契約者との間に締結される SRI ソリューションセットの提供に関する契約で、個別サービスの種類に応じて、各種の契約条件で構成されるもの

(3)本サービス

SRI ソリューションセット契約に基づき提供されるサービス

(4)個別サービス

SRI ソリューションセットを構成する個々の各種サービス

(5)個別サービス条件

個別サービスの種類に応じて適用される、当社が定める個別サービスに関する契約条件

(6)サービス仕様書

個別サービス毎に具体的なサービス内容を記述した文書

(7)電気通信事業者

電気通信事業法（昭和 59 年 12 月 25 日法律 86 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき登録を受けた者又は同法第 16 条第 1 項に基づき届出をした者であって、SRI ソリューションセットに関連して当社に電気通信役務を提供する事業者

(8)サービス提供事業者

SRI ソリューションセットに関連して当社にソフトウェアや関連役務、クラウド環境製品等を提供する事業者

(9)契約者設備

SRI ソリューションセットの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(10)SRI ソリューションセット用設備

SRI ソリューションセットを提供するにあたり、サービス提供事業者等又は当社が設置する電気通信設備その他の

機器及びソフトウェア

(11)SRI ソリューションセット用設備等

SRI ソリューションセット用設備のほか、SRI ソリューションセットを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含む)

(12)アクセスポイント

契約者が自己の契約者設備を電気通信回線(公衆電話網)等を介して当社又は電気通信事業者の SRI ソリューションセット用設備と接続するための接続ポイントであって当社又は電気通信事業者が設置するもの

(13)アカウントID

パスワードと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

(14)パスワード

アカウントID と組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第3条(通知)

1.当社から契約者への通知は、通知内容を当社のホームページに掲載する方法又は契約者への電子メールによる通知など、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を当社のホームページへの掲載の方法又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容が SRI ソリューションセット用設備に入力され、インターネットによって発信された時点で、通知が行われたものとします。

第2章 契約の締結等

第4条(SRI ソリューションセット契約の申込み)

SRI ソリューションセット契約の申込みを希望する者(以下「申込者」といいます)は、本約款の内容に同意の上、当社所定の手続きに従い SRI ソリューションセット契約の申込みを行うものとします。

第5条(SRI ソリューションセット契約の承諾・成立)

1.当社は、SRI ソリューションセット契約の申込みがあったときは、申込み内容を確認の上、承諾書兼サービス開始通知書を交付することにより承諾します。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号で定める場合には、SRI ソリューションセット契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)SRI ソリューションセットを提供することが技術上著しく困難なとき、又は SRI ソリューションセットに関わる業務の遂行上著しい支障があるとき

(2)申込者が、SRI ソリューションセットの料金の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき

(3)申込者が、第34条(提供の停止)の規定のいずれかに該当し、SRI ソリューションセットの提供を停止されている、又は契約の解除を受けたことがあるとき

(4)申込者が、申込みにあたり虚偽の内容を届出、申込みしたとき

(5)申込者が、第27条(禁止事項)に定める行為をする恐れがある場合、又は第41条(反社会的勢力の排除)に定める反社会的勢力に該当すると当社が判断したとき

(6)その他当社が SRI ソリューションセットの契約者として適当でない判断した場合

3.SRI ソリューションセット契約は、当社が申込者からの SRI ソリューションセット契約の申込みを承諾した時点で、契約者が本約款の全ての内容に同意したものとみなした上、成立します。当社は、承諾と同時に又は承諾後速やかに、

当社所定の方法により、契約者に対して本サービス、当社ソフトウェア及び第三者ソフトウェアの利用開始日及び SRI ソリューションセットの料金の請求開始日を通知するものとします。

第 6 条(契約者の登録情報等の変更)

1. 契約者は、自らの氏名若しくはその名称、住所、電話番号、E-mail アドレス、SRI ソリューションセットの料金の支払いに関する内容その他当社へ届出を行った情報(以下「登録情報」といいます)を変更するときは、可能な限り事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。
2. 契約者である法人の合併又は会社分割により契約者の地位が承継されたときは、当該地位を承継した者は、当社に対して速やかに契約者の契約上の地位の承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出なければならないものとします。
3. 前各項の届出がなかったことで契約者が当社からの通知が到達しなかったことにより生じた損害及び通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 7 条(SRI ソリューションセット契約の変更)

契約者が SRI ソリューションセットの内容を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社が当社所定の方法により承諾したときに、変更の効力が生じるものとします。但し、第 5 条(SRI ソリューションセット契約の承諾・成立)第 2 項各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあります。

第 8 条(契約者からの解約)

1. 契約者からの SRI ソリューションセット契約の解約については、個別サービス条件に定めるものとします。
2. 契約者が SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を解約する場合、解約日の翌日から契約者が使用していたアカウント ID 及びパスワードは使用できないものとします。
3. 本条に基づき SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を解約を行う場合、解約日時点において発生している料金その他の債務の履行は、第 4 章(料金)の各条項の定めに基づきなされるものとします。

第 9 条(当社からの解約)

1. 当社は、第 3 4 条(提供の停止)第 1 項第 3 号乃至第 5 号の規定により、SRI ソリューションセットの提供を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消若しくは是正しない場合、又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、当該契約者との SRI ソリューションセット契約を即時に解約できるものとします。
2. 当社は、契約者との SRI ソリューションセット契約締結後、契約者が第 5 条(SRI ソリューションセット契約の承諾・成立)第 2 項各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第 3 4 条(提供の停止)及び前項の規定にかかわらず、その SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により SRI ソリューションセット契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を催告しない場合があります。
4. 当社は、契約者に事前に通知することにより、SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を解約することができます。この場合、解約した SRI ソリューションセット契約の全部又は一部の残余の利用期間に応じた料金の支払いは要しません。

第 1 0 条(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

1. 契約者は、SRI ソリューションセットの提供を受けるにあたっては、本約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、SRI ソリューションセットの提供を受けることが可能な状態に置

くものとしします。

2. 契約者は、SRI ソリューションセットの提供を受けるにあたっては、本約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自己の責任で、電気通信事業者の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社のサービスに接続するものとしします。

3. 当社は、契約者が前二項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、契約者に対して SRI ソリューションセット提供の義務を負わないものとしします。

第 1 1 条(利用期間)

SRI ソリューションセット契約の利用期間は、当社所定の方法により申込時まで定めます。但し、別段の定めをしない限り、最低利用期間は 12 ヶ月とし、当該期間満了の 1 ヶ月前までに、書面による SRI ソリューションセット契約の終了又は SRI ソリューションセット契約の内容の変更の申し出がなされない場合には、SRI ソリューションセット契約の有効期間満了日の翌日から 1 年間、SRI ソリューションセット契約の利用期間を更新するものとし、以後も同様とします。契約者が、最低利用期間内に SRI ソリューションセット契約を解約した場合は、契約者は当社に対し、当社が定める期日までに、個別サービスの種類に応じて、最低利用期間中の残余の期間分の料金相当額を一括して支払う義務を負います。

第 3 章 SRI ソリューションセットの内容・提供条件等

第 1 2 条(SRI ソリューションセットの内容)

1. SRI ソリューションセットは、通信回線、役務、ソフトウェア、機器等を提供するサービスです。SRI ソリューションセットを構成する個別サービス内容及び提供区域は、別途個別契約約款等及びサービス仕様書にて定めるとおりとなります。

2. 契約者は、SRI ソリューションセットの提供を受けるにあたり、本約款、個別契約約款等及びサービス仕様書を遵守するものとしします。

第 1 3 条(SRI ソリューションセットの提供条件)

契約者は、SRI ソリューションセットにおいて当社から提供を受けた SIM カード、役務、ソフトウェア、機器、アカウント ID とパスワード、その他一切についての提供条件は、契約者の申込み個別サービスの内容に応じて定めるものとしします。

第 1 4 条(第三者サービス)

当社は、当社以外のサービス提供事業者等が提供するサービス(ソフトウェア、関連役務、クラウド環境製品等を含みますが、これに限られません)について、動作保証、品質保証を含め、その正確性、有用性、完全性その他サービス提供の継続等について何らの保証もしません。また、当該サービスの利用に関して契約者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第 1 5 条(改変等の禁止)

契約者は、SRI ソリューションセット契約を構成する SIM カード、ソフトウェア、機器等一切について、当社が許諾している場合を除き、改変、改造、分解等の一切の変更をもたらし行為をしてはならず、契約者が当該行為を行った場合には、当社は、当該行為に起因する一切の事項について、責任を負わないものとしします。

第 1 6 条(SRI ソリューションセット契約終了後の責任)

SRI ソリューションセット契約終了後は、SRI ソリューションセットを構成するサービス提供等も終了するため、当社は、本契約に基づく当社の責任を含め、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条(再委託)

当社は、SRI ソリューションセットに関する作業の全部又は一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。

第 18 条(データの取扱)

1. 契約者は、契約者が SRI ソリューションセット環境に登録・保存したデータ等を自らの責任でバックアップとして保存するものとします。

2. 契約者は SRI ソリューションセット契約が終了するときには、SRI ソリューションセット環境に登録・保存したデータを自己の責任と費用負担において、必要に応じ、ダウンロードして取得するものとします。なお、契約者は、SRI ソリューションセット契約が終了した後においては、SRI ソリューションセット契約の終了までに SRI ソリューションセット環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとし、以後、当社は当該データに関し、本約款に別段の定めをした場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

SRI ソリューションセットの各機能は、SRI ソリューションセットの提供時点において現状のまま当社が提供可能なものであり、当社は契約者に対し、SRI ソリューションセットが契約者の特定の目的に適合すること、SRI ソリューションセットに事実上又は法律上の不適合（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及びセキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグなどを含みます）がないこと、第三者の権利の非侵害、保証等を含め、SRI ソリューションセットに関する何らの保証を行わないものとします。

第 20 条(著作権)

SRI ソリューションセットにおいて当社の定める Web サイト等のコンテンツ、画面デザイン、ソフトウェアその他一切の著作物の著作権は、当社又は当該著作物の著作者であるライセンサーに帰属するものとします。

第 4 章 料金

第 21 条(SRI ソリューションセットの料金、算定方法等)

SRI ソリューションセットの料金及びその算定方法等は、サービス開始の通知書に定めるとおりとします。

第 22 条(SRI ソリューションセットの料金の支払方法)

契約者による SRI ソリューションセットの料金の支払い方法については、請求書による支払とします。当社は、前条に定める SRI ソリューションセットの料金を、対象月の翌月 10 営業日までに書面にて契約者に請求し、契約者は当該書面に基づき当該 SRI ソリューションセットの料金を当社に支払うものとします。

第 23 条(SRI ソリューションセットの料金の支払義務)

1. 契約者は、個別サービスの種類に応じて、請求開始日から SRI ソリューションセット契約の終了日までの期間についての SRI ソリューションセットの料金及びこれにかかる消費税相当額を、請求書発行月の末日までに、当該請求額を当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。当該口座振込に係る手数料は、契約者の負担とします。

2.前項の期間において、第32条(保守等によるサービスの中止)に定める SRI ソリューションセットの提供の中止その他の事由により本サービス、当社ソフトウェア及び第三者ソフトウェアを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、個別サービスの種類に応じて、その期間中の SRI ソリューションセットの料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

3.第34条(提供の停止)の規定に基づく提供の停止があったときは、契約者は、個別サービスの種類に応じて、その期間中の SRI ソリューションセットの料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

4.当社は、いかなる場合においても SRI ソリューションセットの料金の日割計算を行わず、月単位で各料金を計算するものとします。

5.SRI ソリューションセットの料金の支払いについて、契約者と当社又は収納代行会社若しくはその他の第三者との間に生じる問題を理由として、契約者が支払を拒む場合には、当社は当該紛争期間中、SRI ソリューションセットを一切提供しないものとします。

6.当社は、既に支払われた SRI ソリューションセットの料金については、いかなる場合であっても契約者に一切返還しないものとします。

第24条(初期費用の扱い)

契約者は、当社に SRI ソリューションセットの申込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払うものとします。

第5章 契約者の義務等

第25条(ID 及びパスワード)

1.契約者は、アカウント ID を第三者に貸与したり、第三者と共有、利用したりしてはならないものとします。但し、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2.契約者は、アカウント ID に対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3.契約者は、契約者のアカウント ID 及びパスワードにより本サービス、当社ソフトウェア及び第三者ソフトウェアが利用されたとき(機器又はネットワークの接続又は設定により、契約者自身が関与しなくともアカウント ID 及びパスワードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなします。

4.契約者のアカウント ID 及びパスワードを利用して契約者と第三者により同時に、又は第三者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しません。

5.契約者は、自己のアカウント ID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。当社は、当該契約者のアカウント ID 及びパスワードが第三者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意又は過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第26条(契約者の責任)

1.契約者は、契約者(契約者の従業員及び関係者を含みます)による SRI ソリューションセット契約に関する一切の行為(前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします)及びその結果について、一切の責任を負うものとします。また、契約者は、契約者の役員、従業員その他 SRI ソリューションセットに関係する者(以下「関係者等」といいます)に対して、本約款に定める事項を周知徹底し、契約者が負担する義務と同等の義務を遵守させるものとします。契約者は、関係者等による本約款の違反につき、当社に対して責任を負うものとします。

2.契約者は、SRI ソリューションセット契約に関し又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアの利用に伴い、他者(国内外を問いません。以下同様とします)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者がSRI ソリューションセット契約に関し又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

3.契約者は、他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4.当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

5.契約者は、SRI ソリューションセットを経由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク(以下「他者ネットワーク」といいます)を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第27条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。

6.当社は、SRI ソリューションセット経由による他者ネットワークの利用に関し、いかなる責任も負いません。

7.契約者がSRI ソリューションセットを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第27条(禁止事項)

1.契約者は、SRI ソリューションセット契約に関し又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアの利用に際して、次の各号に定める行為(それらを誘発する行為や準備行為も含みます)を行ってはならないものとします。なお、以下の行為に該当するか否かについて、当社は、自らの判断で、その該当性を判断し認定することができます。

(1)法令に違反する行為

(2)公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、又は第三者に不利益を与える行為

(3)当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(4)当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(5)当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(6)詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為

(7)わいせつ(性的好奇心を喚起する画像、文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信若しくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為

(8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為

(9)SRI ソリューションセットにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為

(10)他の第三者になりすましてSRI ソリューションセットの提供を受ける行為

(11)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

(12)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為

(13)第三者の設備等又はSRI ソリューションセット用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(14)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為

(15)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せずその

他当該法令に違反する行為

(16)前各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他の第三者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為

(17)SRI ソリューションセットの提供又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアの利用を妨げる行為

(18)本約款で認められる場合以外に第三者に契約者のアカウントを利用させる行為

(19)SRI ソリューションセットに関し又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアの利用に際して、当社に過度又は正当な理由なく要求、請求又は主張をなす行為

(20)前各号の他、当社が合理的な理由に基づき不相当であると判断する行為

2.契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、ただちに当社に通知するものとします。

3.当社は、SRI ソリューションセットに関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、SRI ソリューションセットの全部又は一部の提供を一時停止し、又は関連する情報を削除することができるものとします。但し、当社は、契約者の行為、契約者の情報及びコンテンツの管理、監視又は削除等の義務を負うものではないものとします。

4.当社は、前項に定める情報の削除処置を取ることが技術的に不可能な場合、契約者に対して当該情報を削除するよう要請することができ、契約者はかかる要請に遅滞なく応じるものとします。

5.当社は、前項の要請に代えて又は要請と共に、契約者に対して事実確認、説明依頼、再発防止、及び第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとします。また、当社は、当該行為により当社に生じた損害を契約者に請求することができるものとします。

第6章 当社の義務等

第28条(当社の管理責任)

当社は、当社のSRI ソリューションセット用設備を、SRI ソリューションセットを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するよう努めます。

第29条(SRI ソリューションセット用設備等の障害等)

1.当社は、SRI ソリューションセット用設備等について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2.当社は、当社の設置したSRI ソリューションセット用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかにSRI ソリューションセット用設備を修理又は復旧します。

3.当社は、SRI ソリューションセット用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第30条(契約者情報の保護)

1.当社は、契約者の個人情報(以下「契約者情報」といいます)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から間接に知らされた場合には、SRI ソリューションセットの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。

2.当社は、これら契約者情報を承諾なく契約者本人以外の者に開示、提供しないものとします。但し、契約者は、当社が、契約者情報を次の各号の目的で利用することに同意するものとします。

(1)契約者の確認、契約者との間の連絡、契約者への SRI ソリューションセット以外のサービス、商品等の提案、SRI ソリューションセット及び付随的サービスの提供、障害対応等その他 SRI ソリューションセット契約の履行の目的

(2)その他当社が定める「個人情報保護の基本方針」(URL : <https://www.conexio.co.jp/policy/privacy/>) に記載の利用目的

3.当社は、刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査関係事項照会）、第 218 条(令状による捜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の秘密保持義務を負わないものとします。

4.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報の照会に応じることができるものとします。

5.当社は、SRI ソリューションセット契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報を消去するものとします。但し、SRI ソリューションセット契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

6.当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。この個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が優先するものとします。

第 7 章 提供の制限、中止及び停止

第 3 1 条(提供の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他、公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、SRI ソリューションセットの提供を制限することがあります。

第 3 2 条(保守等によるサービスの中止)

1.当社は、次の場合には、SRI ソリューションセットの提供を中止することがあります。

(1)当社の別途定める保守指定時間の場合

(2)当社の SRI ソリューションセット用設備の保守上又は工上やむを得ない場合

(3)電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合

(4)サービス提供事業者等が保守等の事由によりサービスを中止した場合

(5)前条(提供の制限)の規定により、SRI ソリューションセットの提供の制限を行っている場合

(6)契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合

(7)契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を検知した場合

(8)アカウント ID 又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見した場合

(9)データの改ざん、ハッキング等 SRI ソリューションセットを提供することにより、契約者又はその他第三者等が著しい損害を受ける可能性を当社が認知した場合

(10)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(11)天災地変等、当社の責に帰すことのできない事由により SRI ソリューションセットを提供できない場合

(12)前各号の他、運用上又は技術上、当社が SRI ソリューションセットの中止を必要と判断した場合

2.当社は、前項の規定により SRI ソリューションセットの提供を中止するときは、可能な場合あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が SRI ソリューションセットの提供を受けられず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

3. 契約者が SRI ソリューションセット用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常予想外の通信量が発生する等、当社の SRI ソリューションセット用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第 3 3 条(契約者への要求等)

1. 当社は、契約者(契約者の従業員及び関係者を含みます)による SRI ソリューションセットに関する行為が第 2 7 条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、当該行為に関して第三者から当社に対してクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で SRI ソリューションセットの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第 2 7 条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求すること

(2) 第三者との間で、クレーム等の解消のため協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求すること

(3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求すること

(4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置くこと

(5) 契約者へ事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を講ずること

(6) 第 3 4 条(提供の停止)に基づき SRI ソリューションセットの提供を停止すること

(7) 第 9 条(当社からの解約)に基づく SRI ソリューションセット契約の解約

2. 前項の措置は第 2 6 条(契約者の責任)に定める内容を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては同条が尊重されるものとします。

3. 契約者は、第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第 1 項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第 3 4 条(提供の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、SRI ソリューションセットの提供を即時に停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても SRI ソリューションセットの料金の支払いがない場合又はそのおそれがある場合

(2) 契約者に対する破産等の申立があった場合

(3) 契約者(契約者の従業員及び関係者を含みます)による SRI ソリューションセットに関する行為が第 2 7 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(契約者への要求等)第 1 項第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

(4) 契約者(契約者の従業員及び関係者を含みます)による SRI ソリューションセットに関する行為が、SRI ソリューションセット又は第三者に対してセキュリティ上の危険を呈する場合、SRI ソリューションセットの内容又は契約者以外の SRI ソリューションセットに関連するシステム若しくはコンテンツに悪影響を及ぼす場合、その他当社が行う SRI ソリューションセットの提供等の業務遂行に著しい支障をきたすとき、又はそのおそれのあるとき

(5) 前各号のほか本約款に違反した場合

2. 当社は、前項の規定により SRI ソリューションセットの提供を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが前条(契約者への要求等)第 1 項第 7 号又は本条第 1 項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウント ID の使用を一時停止とし、又は解約とすることができるものとします。

4. 契約者が、SRI ソリューションセットの料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、SRI ソリューションセットの料金について年 14.6%の利率

で計算した金額を延滞利息として、SRI ソリューションセットの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第35条(SRI ソリューションセットの廃止)

1. 当社は、都合により SRI ソリューションセットの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. SRI ソリューションセットの提供が当社及びサービス提供事業者等間の契約解除その他の理由により終了した場合、SRI ソリューションセットは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前二項の規定により SRI ソリューションセットを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。但し、緊急やむを得ない場合又はサービス提供事業者等の都合により SRI ソリューションセットの全部又は一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 前各項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第8章 損害賠償

第36条(損害賠償の制限)

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、SRI ソリューションセットに関して当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本約款に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の総額は、直近の個別サービスの料金の1ヶ月分の金額（当該個別サービスの個別契約約款等において、これより低い額の定めがある場合は当該金額）を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 契約者は、契約者（契約者の従業員及び関係者を含みます）による SRI ソリューションセット契約に関する一切の行為、本サービス、当社ソフトウェア又は第三者ソフトウェアの利用、契約者のコンテンツ及びそのコンテンツと他のアプリケーション・コンテンツ又はプロセスとの組み合わせ（開発・設計・宣伝若しくはマーケティングによる第三者の権利侵害又は不正使用の疑惑に関する請求を含みます）、契約者が本約款や適用される法律の違反、契約者と第三者との間で生じた紛争による、あらゆる請求、損害及び補償について、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に何らの損害を与えないことに同意します。なお、契約者が SRI ソリューションセットに関し又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

第37条(免責)

1. 当社は、以下の事由に基づき契約者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
 - (1) 第32条(保守等によるサービスの中止)に定める SRI ソリューションセットの中止及び第34条(提供の停止)に定める SRI ソリューションセットの停止
 - (2) 設備の部品の摩耗、障害によるサーバの停止
 - (3) 契約者が第27条(禁止事項)に定める禁止行為を行ったこと
 - (4) 契約者が SRI ソリューションセットに関する情報、サービス、機器及びソフトウェアの不適切な使用をしたこと
 - (5) サービス提供事業者等に起因する事由に基づく場合
 - (6) その他、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症又は伝染病等の疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故等の不可抗力等、その他当社の責めに帰すことのできない事由、及びこれらを踏まえた当社の判断に基づく本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能等

- 2.当社は、前項の他、本約款で特に定める場合を除き、契約者が SRI ソリューションセットに関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わないものとします。
- 3.当社は、SRI ソリューションセットによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、適法性又は特定の目的への適合性を保証しないものとします。
- 4.当社は、契約者が SRI ソリューションセット環境等に蓄積した、又は契約者が第三者に蓄積することを承認したデータ等が消失（本人による削除は除きます）し、又は第三者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
- 5.当社は、SRI ソリューションセット契約に関し契約者と第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第38条(権利義務・契約上の地位の譲渡の禁止等)

- 1.契約者は、SRI ソリューションセットに関する権利・義務及び契約者の契約上の地位につき、当社の事前承諾を得ることなく、第三者に対し、譲渡、貸与、担保の設定、その他の処分を行ってはなりません。
- 2.契約者は、SRI ソリューションセットの契約上の地位の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、その承諾を当社に請求しなければなりません。
- 3.当社は、SRI ソリューションセットにかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い SRI ソリューションセット契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに契約者情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、当該事業譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第39条(秘密保持)

- 1.当社及び契約者は、SRI ソリューションセットに関連して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された情報であって、相手方から秘密である旨を明記されて受領したもの（以下「秘密情報」といいます）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、SRI ソリューションセットに関連して従事する者のみに開示するものとし、それ以外の者には秘密情報を開示しないものとします。
- 2.前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示の時に既に公知のもの又は、開示後被開示者の責に帰することのできない事由により公知となったもの
 - (2)開示の時に被開示者が既に保有しているもの
 - (3)被開示者が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - (4)相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5)秘密情報によらずに独自に開発したもの
- 3.当社及び契約者は、相手方から提供を受けた秘密情報を、SRI ソリューションセット契約を履行又は本サービス、当社ソフトウェア若しくは第三者ソフトウェアを利用するために必要な範囲に限り使用、複製することができるものとします。また、秘密情報の改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を得るものとします。
- 4.当社及び契約者は、法令、規則、条例、裁判所の命令（決定を含みます）又は行政機関の命令（指導を含みます）等に基づき秘密情報の開示を要求された場合（行政機関から開示を要望された場合を含みます）、それによる開示は、第1項の義務の違反とはならないものとします。
- 5.本条に定める被開示者の秘密保持義務は、当該秘密情報の受領後5年間継続するものとします。
- 6.契約者がサービス提供事業者等から直接当該サービス提供事業者等の秘密情報を入手した場合には、当該サービス提供事業者等の規則に従って当該情報を取り扱うものとします。

第40条(解除)

1.当社又は契約者は、相手方が次の各号の一に該当すると判断した場合、何らの催告を要せずに SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、解除された当事者は、相手方に対して負う債務の期限の利益を当然に失うものとします。また、解除権者は、被った損害の賠償を請求ことができ、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではないものとします。

(1)本約款の条項の一に違反し、かつ当該違反に関する相手方からの書面による通告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき

(2)支払停止又は支払不能となったとき

(3)手形又は小切手が不渡りとなったとき

(4)差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき

(5)破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき

(6)第2号乃至第5号に定めるほか、財産状態が悪化するおそれのあるとき

2.当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、何らの催告を要せずに、SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではないものとします。

(1)サービス提供事業者等と当社との間で契約が解除されたとき

(2)法律又は政府機関の要請を順守する必要が生じたとき

(3)サービス提供事業者等の提供するサービス等の提供が、法律上等の理由で非現実的又は実行不能となったとき

(4)当社への申込内容、契約変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明したとき

3.前二項に基づき当社により SRI ソリューションセット契約が解除された場合には、以下の各号が適用されるものとします。

(1)契約者の SRI ソリューションセット契約に基づく機器の所有権を除く全ての権利は直ちに終了します。

(2)契約者は、当社に対して負う債務の期限の利益を喪失し、未払いの SRI ソリューションセットの料金等を、当社の請求に基づき精算します。

(3)その他、契約者と当社が別途書面にて合意した場合は、当該合意内容に従うものとします。

第41条(反社会的勢力の排除)

1.当社及び契約者は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいい、以下同様とします。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3)本約款に基づく取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の名誉・信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3. 当社又は契約者は、相手方が前二項各号の一に該当した場合、何らの催告を要せずに、直ちに SRI ソリューションセット契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。なお、解除権者は、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではないものとします。

第 4 2 条(相殺)

当社は、契約者に対し負担する債務(SRI ソリューションセット契約による債務に限定されません)と契約者に対し有する債権とを当該債権の期限の到来の有無にかかわらず、いつでも対当額にて相殺することができるものとします。

第 4 3 条(約款の変更)

1.当社は、民法の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、本約款の変更をすることにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく本約款の内容を変更することができるものとします。この場合において、利用条件は、変更後の本約款によります。

(1)本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2)本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本約款の内容及び効力発生時期を本サービスサイト上への表示その他当社所定の方法により利用者に周知します。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本約款の変更の周知後に利用者が SRI ソリューションセットを利用した場合、当該利用者は本約款の変更に同意したものとします。

第 4 4 条(分離可能性)

本約款の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断されたとしても、残部の条項は、その後も有効に存続するものとします。

第 4 5 条(準拠法及び合意管轄)

1.本約款及び SRI ソリューションセット契約に関する準拠法は、日本法とします。

2.本約款、SRI ソリューションセット契約又は SRI ソリューションセットに起因又は関連する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2021 年 4 月 1 日制定